

地方農政局長等

(山梨県知事)

殿

譲受人 氏名 大月 花子

譲渡人 氏名 大月 太郎

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

1 当事者の住所等	当事者の別		氏名		住所				職業							
	譲受人		大月 花子		大月市〇〇町〇〇1234				会社員							
	譲渡人		大月 太郎		大月市〇〇町〇〇23-4				会社員兼農業							
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在		地番		地目		面積	利用状況	10a 当たり 普通収穫高	耕作者の 氏名	市街化区域・市街化調整 区域・その他の区域の別					
	大月市〇〇町〇〇		1111		畑 畑							400		野菜		200kg
							以下余白									
	計		400 m <sup>2</sup> (田		m <sup>2</sup> 、畑		400 m <sup>2</sup> 、採草放牧地		m <sup>2</sup> )							
3 転用計画	(1) 転用の目的		住宅		(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細											
					譲受人は譲渡人の娘であり申請地を譲受け住宅の建築を立てる為											
	(3) 事業の操業期間 又は施設の利用 期間		許可日		—年—月—日から 永久年間											
	(4) 転用の時期及び 転用の目的に係 る事業又は施設 の概要		工事計画			第1期 (着工 年月日から年月日まで)		第2期		合計						
		名称			棟数		建築面積		所要面積		棟数		建築面積		所要面積	
		土地造成					400m <sup>2</sup>						400m <sup>2</sup>			
		建築物			住宅 1		150m <sup>2</sup>		400m <sup>2</sup>		1		150m <sup>2</sup>		400m <sup>2</sup>	
		小計			1		150m <sup>2</sup>		400m <sup>2</sup>							
		工作物														
		小計														
		計			1		150m <sup>2</sup>		400m <sup>2</sup>		1		150m <sup>2</sup>		400m <sup>2</sup>	
4 権利を設定し又は移 転しようとする契約 の内容	権利の種類		権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		その他							
	所有権移転		—設定— 移転		許可あり次第		永年間									
5 資金調達についての 計画	造成費及び建築費 〇〇,〇〇〇, 〇〇〇円 自己資金及び借入金にて充当															
6 転用することによっ て生ずる付近の土 地・作物・家畜等の 被害防除施設の概要	生活廃水、建物配置等考慮し、近隣農地耕作者に迷惑をかけない等の事項を記述する。															
7 その他参考となるべ き事項																

## (記載要領)

- 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 法人である場合には「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載してください。
- 「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載してください。
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。